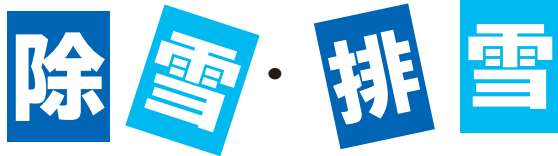


# 道路の 除雪・排雪 作業にご協力を！

スムーズな



作業にご協力を！

～皆様のご理解とご協力をお願いします～

## 《間口の雪処理は各家庭で》

除雪は、広い地域を限られた時間で行うため、除雪の際に道路脇や玄関先などに雪が残ることがあります。皆様のご協力で処理をお願いします。

## 《道路への雪出し禁止》

車道や歩道に雪を出すと道幅を狭くし、<sup>でこぼこ</sup>凸凹やわだちによる交通事故の原因にもなります。雪は各家庭の敷地内か、指定の「雪堆積場」に運び処理してください。

## 《塀や樹木にポールや赤い布の目印を》

家庭の庭先などにある低い樹木や塀は、除排雪時に損傷させる恐れがあるので目印を表示してください。道路際にある工作物などは移動をお願いします。

## 《歩道の除雪にご協力を》

除雪車が入ることが困難な自宅前の歩道部分は、地域での自主的な除雪をお願いします。

## 《ごみ出しは回収時間に合わせて》

雪の中に埋めると、迅速な除雪の妨げや排雪時の除雪車の故障の原因になります。ごみは回収時間に合わせてごみステーションに置きましょう。

## 《川への雪捨てはやめましょう》

川へ直接雪を捨ててしまうと、降雨時や融雪期に増水し災害の原因になりますのでやめましょう。

## 《迷惑駐車はやめましょう》

1台でも路上駐車があると除雪車は立ち往生し、除排雪に支障をきたします。迷惑駐車は厳禁です。

## ◆ 除雪に関する問合せ先



- 町道** 役場建設課建設係 (☎ 23 - 3142)  
当別環境整備協同組合 (☎ 27 - 5071)
- 国道** 札幌開発建設部札幌道路事務所当別分庁舎  
(☎ 23 - 2074)
- 道道** 札幌建設管理部当別出張所  
(☎ 23 - 2220)



## 雪堆積場は下川・樺戸・ 上当別・当別太の4カ所

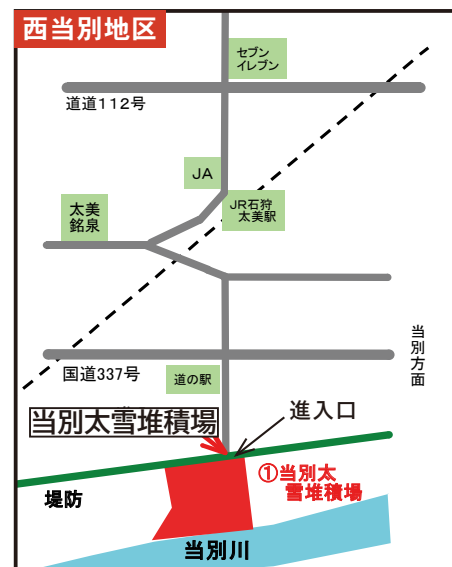
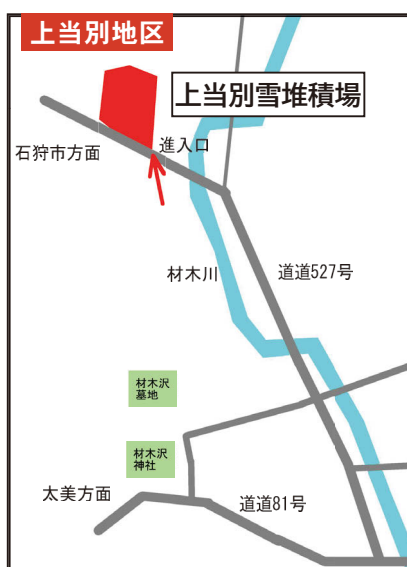
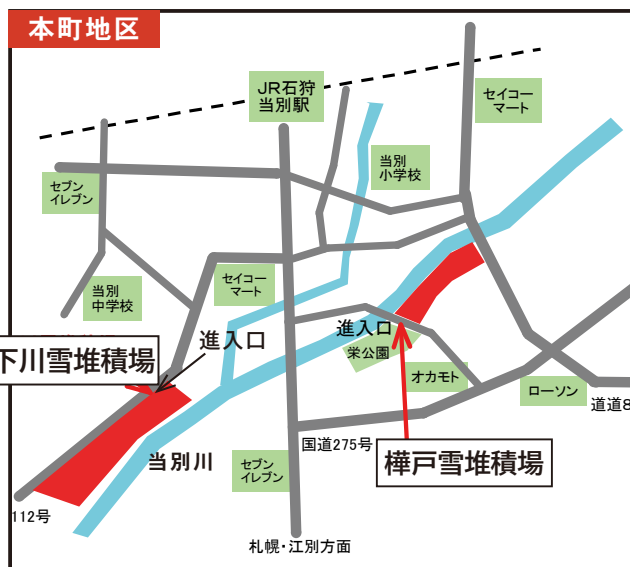
町内に雪堆積場（雪捨場）を設けます。入口は看板で表示しますが、搬入時には付近住民の迷惑とならないよう時間を守り、徐行運転を行ってください。また、雪には絶対にごみ・融雪剤を混入しないでください。

◆利用期間 12月15日～令和3年3月15日

◆利用時間 8時～17時

※樺戸雪堆積場は、一般4t車以下専用です。

※雪の搬入状況により、雪堆積場入口が変わったり、早期に閉鎖する場合があります。この際は、入口付近での表示やホームページ等でお知らせします。



# 固定資産税の手続きは忘れずに！

■問合せ 税務課資産税係 (☎ 23 - 2333)

## <家屋(車庫、倉庫等含む)の届出>

固定資産税は、毎年1月1日現在にある家屋を対象として課税されます。令和2年12月31日までに家屋の新築や増築、取り壊し、所有者を変更した場合は届出が必要です。速やかにご連絡ください。

※登記家屋は、札幌法務局江別出張所(☎ 011 - 382 - 2132)で手続き願います。

※届出を忘れると、令和3年度も引き続き課税になる場合がありますのでご注意ください。

## <住宅用地の特例申告>

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要があります。課税標準の特例措置が適用されます。利用状況が変わった場合は、速やかにご連絡ください。

(例)

- ・住宅の新築等により、新たに住宅用地になった場合
- ・住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合
- ・住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合
- ・住宅用地に異動が生じた場合

## <償却資産(固定資産税)の申告>

令和3年1月1日現在、町内に事業用償却資産<sup>※</sup>を所有する法人または個人は申告が必要です。

▼申告期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

▼申告方法 令和3年1月1日現在、所有している償却資産すべてを申告してください。昨年申告のあった方には申告用紙を郵送しますが、用紙が届かない場合や新たに申告する場合は、ご連絡ください。

### ※事業用償却資産とは…

法人または個人で農林業、製造業、卸売・小売・飲食業、不動産業等を営んでいる方が、事業のために用いる構築物・機械・装置・工具・器具・備品などのこと。

### 【主な償却資産】

パソコン、コピー機、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、農業用機械設備、ビニールハウス、陳列棚、冷蔵庫、テーブル、イス、厨房設備、テレビ、看板、外灯、側溝、駐車場舗装、旋盤、洗浄給水設備など

新型コロナ

～中小事業者等の方へ～

■問合せ 税務課資産税係 (☎ 23 - 2333)

## 固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税を軽減します。

### ■対象資産

- ・固定資産税…事業用家屋および償却資産
- ・都市計画税…事業用家屋

※土地や住宅用の家屋は、軽減の対象外です。

※事業用と居住用が一体となっている家屋は、事業専用割合に応じた部分が対象です。

### ■対象要件

1. 次のいずれかの要件に該当する事業者
  - ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
  - ・資本または出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
  - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人  
※ただし、大企業の子会社等は対象外です。
2. 令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が前年の同期間と比較して30%以上減少していること

### ■軽減率

令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の減少率	軽減率
前年同期比から50%以上減少	全額
” 30%以上50%未満減少	2分の1

### ■申告期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月) 消印有効

### ■提出書類

1. 申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)
2. 認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式
  - ・収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)
  - ・対象家屋の事業専用割合を示す書類(青色申告決算書や収支内訳書の写しなど)
  - ・収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類

※申告書は償却資産申告書に同封し、12月上旬に送付します。償却資産申告書を提出される方は、一緒に提出してください。

# 申告相談・還付申告・住民税申告のお知らせ

■問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

町では、確定申告開始日以前に所得税納税者向けの申告相談日を設けています。同時に還付申告、住民税申告も受け付けます。確定申告の時期は非常に混雑するため、医療費控除や住宅ローン控除等、還付申告のみの方は申告相談日をご利用ください。

また、添付書類の提出を省略でき、24時間自宅で申告可能な「e-Tax」や、数字入力だけで申告書を作成できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」での申告書作成をおすすめしています。

なお、当日税務課職員は、確定申告書・住民税申告書の計算を行うのみです。営業・農業・不動産の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。

## ※札幌北税務署で申告いただく方

還付申告であっても、利子所得、譲渡所得（土地・家屋・株式等）、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、役場では受付できません。該当される方は、確定申告の時期（2月16日～3月15日）に札幌北税務署（☎011-707-5111）で申告してください。

## ※公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告をすることにより、本来受けられる医療費控除、扶養控除等が令和3年度の住民税額に反映されます。関係書類をお持ちのうえ、会場にお越しください。

なお、住民税申告は申告相談日以降も随時受け付けますが、4月末日までに済ませてください。

### 申告相談日

令和3年1月28日（木）～2月15日（月）  
※土・日・祝日は除く。例年とは実施期間が異なりますので、ご注意ください。

### 受付時間

9時～11時30分、13時～16時  
※午前の受付開始から30分程度は、大変混雑が予想されます。

場 所 役場1階 大会議室

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用し、体調不良の場合は申告日を変更するなど、ご協力ください。

## ☆「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

令和2年分の申告から、領収書の添付または提示による医療費控除ができなくなり、「医療費控除の明細書」を記入し、提出することが必要になりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署や町から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）。

（注）令和元年分までは、医療費の領収書の添付または提示の方法でも申告できます。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

## ◎自衛官採用案内

平和を、仕事にする。  
陸海空自衛官募集

採用種目	応募資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生 (令和3年3月採用)	18歳以上33歳未満の者	年間を通じて行っています	受付時にお知らせします
高等工科学校生徒 (令和3年度入校)	中卒(見込み含む) 17歳未満の男子	11月1日(日)～令和3年1月6日(水)	1月23日(土) ※2次試験あり

江別地域事務所では自衛官募集等に関する説明を実施しています。  
江別市野幌町40-15 G&Tビル2F(月から金 午前9時～午後5時)

▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎011-383-8955  
役場環境生活課町民生活係 ☎23-3209

広 告



## ● 確定申告はオンラインを活用して感染防止！

税務署では、申告される方の新型コロナウイルス等の感染リスクを避けるために、パソコンやスマートフォンなどを利用した申告手続きをおすすめしています。多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、自宅で申告書を作成し、e-Tax（電子申告）や郵送で申告書を提出することができます。

「マイナンバーカード」と、「ICカードリーダーライター」または「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxを利用して申告書等

を送信できますが、お持ちでない方も「ID・パスワード方式の届出」をすると、ID・パスワードだけで利用できます。

「ID・パスワード方式」の利用をご希望される場合は、申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。税務署で職員と対面による本人確認を行った後、IDおよびパスワードを発行します（税務署が開庁している平日に限ります）。

※パソコンやスマートフォンなどを利用した申告について詳しくはこちらから→



(国税庁ホームページ)

## ● 国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！

国税は様々な納付方法がありますが、次の①～③のキャッシュレス納付は簡単・便利に納付ができますので、ぜひご利用ください。キャッシュレス納付を利用すれば、確定申告期等の窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に出向くことなく、自宅や事務所で納付ができます。

### ①振替納税

事前に税務署または金融機関に届け出ることで、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。なお、一度届出を行えば継続して利用できます。

### ②クレジットカード納付

パソコンやスマートフォン等から、「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)にアクセスし、必要事項を入力するだけで納付ができ、事前の届出は必要ありません。なお、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

### ③その他の納付手段

QRコードを利用したコンビニ納付・ダイレクト納付・電子納税等、ご自身に合った納付手段を選択できます。詳しくは、「国税庁ホームページ」(<https://www.nta.go.jp>)を確認ください。

広 告

広 告